

件 名	堺市立泉ヶ丘勤労者体育センターの廃止について								
施 設 概 要 設 置 経 過	【施設概要】 旧ヤングタウンの体育施設 所 在 地 南区三原台2丁8番1号 敷地面積 5,358 m² (所有者：大阪府) 建物面積 1,058 m² (所有者：堺市) 主な施設 大体育室、小体育室、テニスコート(屋外) 2 面 利用状況 延 45,470 人 (H26 実績) 管理運営 指定管理者 (NPO 法人泉北アスレチッククラブ) 【設置経過等】 昭和 52 年 7 月 雇用促進事業団が大阪府所有地に泉ヶ丘勤労者体育センターを設置。大阪府に管理運営を委託 平成 11 年 10 月 雇用促進事業団廃止に伴い、雇用・能力開発機構が事業(建物)を承継 平成 14 年 国の特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、平成 14 年度末で同施設の廃止を決定 平成 14 年 8,9 月 大阪府が利用者の存続要望を受け、敷地無償貸与を条件に堺市へ引継ぎ要請 平成 16 年 8 月 堺市は、利用者の利便性を考慮し、施設が使用に耐えられる概ね 10 年間に限って継続利用する方針のもと、建物を購入し、堺市立泉ヶ丘勤労者体育センターを設置・開設 平成 26 年～ 施設の継続予定期間の 10 年間が経過したことから、みんなの審査会の審査結果や諸課題等を踏まえ、施設の廃止に向け、関係機関、団体等と調整 平成 27 年 11 月 利用者団体に対して説明会を 5 回開催 <table border="1"> <tr> <th>当初の施設運営方針等</th><th>課題</th></tr> <tr> <td>施設が使用に耐えられる期間(概ね 10 年間)に限って、利用を継続する。</td><td>躯体の耐震強度に問題はないが、大規模改修(約 2 億円)が必要となる</td></tr> <tr> <td>大阪府が敷地を無償貸与する</td><td>平成 29 年 4 月以降、大阪府が年間 1,900 万円の使用料を徴収することとなる</td></tr> <tr> <td>勤労者の福祉施設として設置</td><td>利用状況(勤労者 27%)から勤労者福祉施設としての役割が希薄。特定のグループによる固定的な利用が大半である</td></tr> </table>	当初の施設運営方針等	課題	施設が使用に耐えられる期間(概ね 10 年間)に限って、利用を継続する。	躯体の耐震強度に問題はないが、大規模改修(約 2 億円)が必要となる	大阪府が敷地を無償貸与する	平成 29 年 4 月以降、大阪府が年間 1,900 万円の使用料を徴収することとなる	勤労者の福祉施設として設置	利用状況(勤労者 27%)から勤労者福祉施設としての役割が希薄。特定のグループによる固定的な利用が大半である
当初の施設運営方針等	課題								
施設が使用に耐えられる期間(概ね 10 年間)に限って、利用を継続する。	躯体の耐震強度に問題はないが、大規模改修(約 2 億円)が必要となる								
大阪府が敷地を無償貸与する	平成 29 年 4 月以降、大阪府が年間 1,900 万円の使用料を徴収することとなる								
勤労者の福祉施設として設置	利用状況(勤労者 27%)から勤労者福祉施設としての役割が希薄。特定のグループによる固定的な利用が大半である								
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	平成 29 年 3 月末をもって、泉ヶ丘勤労者体育センターを廃止する。 ・当該施設の利用者に対し、各区体育館や学校施設開放事業等の案内などの支援を行う ・返還後の土地について、大阪府に対し府市等連携協議会策定「泉ヶ丘駅前地域活性化ビジョン」における地域の位置づけに沿った土地利活用を要望する 【今後のスケジュール(予定)】 平成 28 年 2 月 堺市立泉ヶ丘勤労者体育センター廃止条例(平成 29 年 4 月 1 日施行)を議会へ上程 平成 29 年 3 月 泉ヶ丘勤労者体育センター閉館 平成 29 年 4 月 建物除却工事開始 平成 29 年 12 月 大阪府へ土地返還								
効 果 の 想 定	泉ヶ丘駅前地域活性化に資する土地の利活用								
関 係 局 と の 政 策 連 携	建築都市局、文化観光局、教育委員会事務局、南区役所								